

優和の“相続”かわら版

「想定外の事態」 —自宅が相続できない!?—

Aさん（女性）と御主人は、御主人の両親が高齢になったため、一緒に暮らすことを考え、二世帯住宅を購入しました。購入に際しては、御主人のお父様には貯金があったため、お父様と御主人で半々の資金を出して、持ち分共有の二世帯住宅を購入しました。

10年位経って、御主人のお父様が亡くなり、相続が発生しました。お母様がそのまま住み続けるので、二世帯住宅のお父様の持ち分はお母様が相続をされ、御主人とお母様の共有になりました。

その後、お母様が痴呆になり、Aさんと御主人が介護をしたり、施設に入ったりの繰り返しでした。高齢の御両親の面倒を見るために二世帯住宅を購入したのですから、想定内のことでした。

しかしながら、そうしている間に、御主人が病気になり、お母様より先に亡くなりました。御主人の持ち分はAさんが相続し、二世帯住宅はAさんとお母様の共有名義となりました。

しかし、2年後にお母様が亡くなり、また相続が発生し、Aさん夫婦には子供がいなかったため、お母様の持ち分は唯一の法定相続人である御主人の弟さんが相続することになり、結局弟さんから購入することになりました。御主人が亡くなった時には、お母様の痴呆が進んでいて、遺言能力はなかったのだそうです。

歳の順に死んでいくわけではない。

では、どうすればよかったのか？

最悪の事態を想定して、早め早めに専門家に相談する事で、解決の糸口を見つけることができたのかもしれない。